

平成 28 年度ふじのくに木使い建築施設表彰実施要領

第 1 趣旨

ふじのくに木使い建築施設表彰において、静岡県産材を有効に利用して整備された建築施設（専用住宅及び国、県が事業主体のものを除く）を表彰することにより、本県における民間建築施設への一層の県産材利用の促進と県産材利用に対する県民理解の醸成を図ることを目的とする。

第 2 名称 平成 28 年度ふじのくに木使い建築施設表彰

第 3 主催 静岡県

第 4 後援 静岡県木材協同組合連合会、静岡県森林組合連合会、静岡県山林協会

第 5 表彰対象

平成 23 年 1 月以降に完成した静岡県産材を有効に利用して整備された建築施設。ただし、専用住宅及び国、県が事業主体のものを除く。

第 6 募集方法 別に定める募集要領による。

第 7 審査

(1) 審査委員会

審査委員会は、建築設計・木材利用等の学識経験者、専門家、行政関係者で構成する。

(2) 選定方法

審査委員会による審査により表彰施設を選定する。

(3) 審査方法

審査は、①県産材の有効利用、②県産材利用分野の拡大、③県産材利用促進に資する新規性について別に定める審査基準に基づき総合判定して行う。

第 8 表彰

(1) 表彰者

審査委員会で決定された表彰施設の施主、設計者、施工者の 3 者を表彰する。

(2) 表彰の種類

ア 最優秀賞 1 点

イ 優秀賞 2 点以内

ウ 優良賞 3 点以内

(3) 表彰の実施

ア 県産材利用セミナーに合わせて開催し、表彰する。

イ 賞状は、表彰施設に対し交付する（1 施設に 1 枚）。

ウ 施主、設計者、施工者の各位には賞状の複製を贈呈する。

第9 庶務

審査委員会の運営等ふじのくに木使い表彰に関する庶務は、静岡県経済産業部森林・林業局林業振興課において行う。

第10 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月20日から施行する。